

<保存版>

令和7年5月1日

保護者の皆様

大津市立瀬田南小学校
校長 中野 啓一

暴風警報発令等非常変災時の措置について（お知らせとお願い）

新緑の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素は、本校教育に対してご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
非常変災が予測される場合の学校対応について、児童の安全を第一に考え、下記の非常措置をとらせていただきます。また、年間を通じての措置となります。
何とぞご理解の上、ご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 特別警報、暴風警報の発令時等における措置

(1) 特別警報、暴風警報の発令時における措置

① 臨時休業

登校前においては児童は自宅待機とし、午前7時において「台風、大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」が発令中の場合は、臨時休業とします。

② 終業時刻の繰り上げ

登校後、「台風、大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」が発令された場合には、下校の措置をします。その場合は各児童の家庭へテトル配信等で連絡します。

(2) 特別警報、暴風警報発令前における特例措置

暴風警報等が出ていない場合でも、天気が急変し、強風・大雨等が心配される際は、通学路の安全、状況等を総合的に勘案の上、「自宅待機」や「学校待機」としたり、終業時刻を繰り上げて下校させたりするなど、非常措置をとる場合もあります。その場合はテトル配信等で連絡します。

(3) 特別警報、暴風警報解除後の措置

午前7時までに、特別警報、暴風警報が解除された場合であっても、通学路等の状況から災害等の危険が予測される場合には、児童を自宅待機させ、必要に応じて始業時刻の繰り下げまたは、臨時休業等を行います。その場合は、テトル配信等で連絡します。

2 その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）の発令時における措置

その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）が発令されても、それだけで直ちに臨時休業ではありません。ただし、状況を見て、臨時休業、始業時刻の繰り下げ及び終業時刻の繰り上げ等の措置をとることもあります。その場合は、テトル配信等で連絡します。連絡のない時は、通常どおり登校させてください。

3 地震発生時（震度 5 弱以上）における措置

前日の下校時刻から当日の午前 7 時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）の地震の発生により、大津市において震度 5 弱以上を観測した場合は、その日は臨時休業とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、通常通りの授業を実施します。いずれの場合も、テトル配信等にて連絡します。

4 武力攻撃事態等における措置

前日の下校時刻から当日の午前 7 時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）に、武力攻撃事態等による警報の伝達が、大津市から市民にあった場合は、その日は臨時休業とします。ただし、当日の登校や学校での活動の安全が確保できる場合は、通常通りの授業を実施します。いずれの場合も、テトル配信等にて連絡します。

5 熱中症特別警戒アラートにおける措置

滋賀県に「**熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）**」が発表された場合、その翌日は臨時休業とします。その場合は、テトル配信等にて連絡します。通常の「警戒アラート」の場合は、原則、臨時休業は行いません。

※いずれも第 1 報はテトル配信を予定しています。未登録の方は必ず
ご登録いただきますようお願いいたします。